

○東京藝術大学運営費交付金等の使途特定に関する内規

〔平成17年4月12日
制 定〕

改正 平成18年6月30日 平成21年6月25日
平成23年6月7日 平成25年10月24日
令和8年3月31日

(目的)

第1条 この内規は、本学における運営費交付金、授業料及び授業料等減免費交付金の適切な収益化並びに使途の特定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(収益化の基準)

第2条 運営費交付金は、業務の実施に伴い次の各号のいずれかの基準により収益化をするものとする。

- (1) 期間進行基準 時の経過に伴い業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準
- (2) 業務達成基準 業務の実施に伴い運営費交付金債務を収益化する基準
- (3) 費用進行基準 費用の発生額と同額の業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準

2 前項の運営費交付金の収益化にあたっては、原則として期間進行基準によることとし、業務達成基準及び費用進行基準による場合は、その業務の予算区分毎に定めるものとする。

(使途の特定)

第3条 本学においては、次の各号に掲げるとおり運営費交付金、授業料及び授業料等減免費交付金の使途を特定するものとする。

- (1) 課税支出を除く人件費については、外部資金（寄附金収入、受託研究等収入、受託事業等収入をいう。以下同じ）又は目的積立金によるものを除き、他の経費に優先して運営費交付金及び授業料等減免費交付金により支払うものとする。
- (2) 人件費のうち役職員の期末手当及び勤勉手当については、当該手当を支払う年度において受領した運営費交付金により支払うものとし、支払いの前年度以前において引当金を計上しない。ただし、外部資金により支払う者についてはこの限りではない。
- (3) 物品購入については、外部資金又は目的積立金によるものを除き、運営費交付金及び授業料により支払って取得したものとする。ただし、運営費交付金の充当については、人件費への充当を優先する
- (4) 運営費交付金のうち特殊要因経費及びミッション実現加速化経費については、それぞれの事項の指定された使途に使用するものとする。

附 則

この内規は、平成17年4月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年3月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。